

ABSの仕組みと役割

磯崎博司

ABSの背景事情

- 公正でない契約 **BS**
- 取得規制の強化は可能（主権的権利） **A**
しかし、・・・ 国境、 緩い国
- **不十分な法治、 不安定な制度**
利用サイドから
- 解決のための仕組みの一つとしてABS

ABSの仕組みと役割

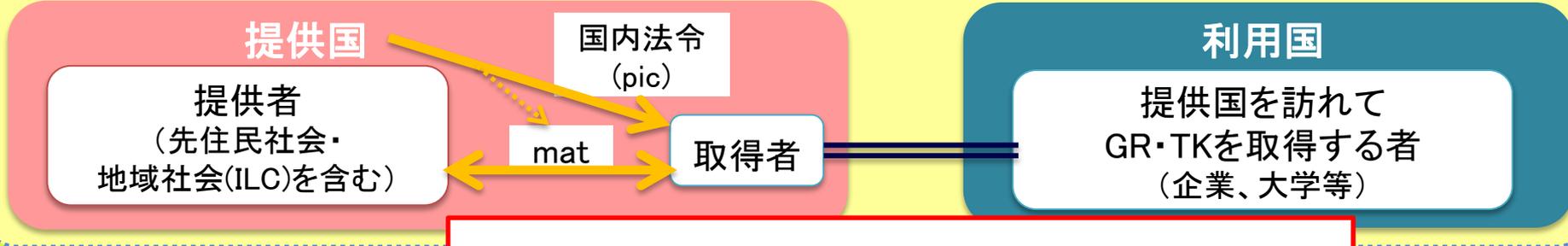
- 国内法の執行、公正な契約
提供・輸出国の権限と責任
- 受領・輸入国による協力
ワシントン、カルタヘナ、水中文化遺産
文化財不法移転
向精神薬、組織犯罪、資金洗浄、
不正蓄財、脱税、IT犯罪なども

ABSと名古屋議定書

環境省作成
磯崎修正版

生物多様性条約

- 3番目の目的として遺伝資源の利用から生ずる利益の公正・衡平な配分を規定
- ABSに関して、既存ルール(提供国域内での法令遵守や公正契約)の再確認



* 生物多様性条約・名古屋議定書の有無にかかわらず、提供国域内でのその法令の遵守や公正な契約は必要

名古屋議定書

- 条約が再確認したルール(提供国域内での法令遵守)を協力・支援する措置を規定

提供国

👉 アクセス手続きの明確化

- ◆ 確実・明確・透明なPIC根拠法令等を整備し、PIC証明書等を発給
- ◆ 遺伝資源に関連する伝統的知識の取得利用に関しILCの同意・参加を確保する適当な措置

通報

ABSクリアリングハウス

利用国

👉 提供国域内での法令遵守の支援

- ◆ 自国の再取得者・利用者：
提供国法令等を遵守したGRであることを充分確認して、再取得・入手すること

利用(GR)をモニタリングする
チェックポイントの指定

情報提供

適宜情報共有

協力の仕組み

- a. 法令遵守、契約締結 取得時 取得者
- b. 対象は、遺伝資源 原材料調達
- c. 法令整備義務 提供国
- d. 国内措置・確認機関 利用国

- 名古屋議定書： c.とd.
- 一般に(CBDも)： a.
- 利用行為規制ではない

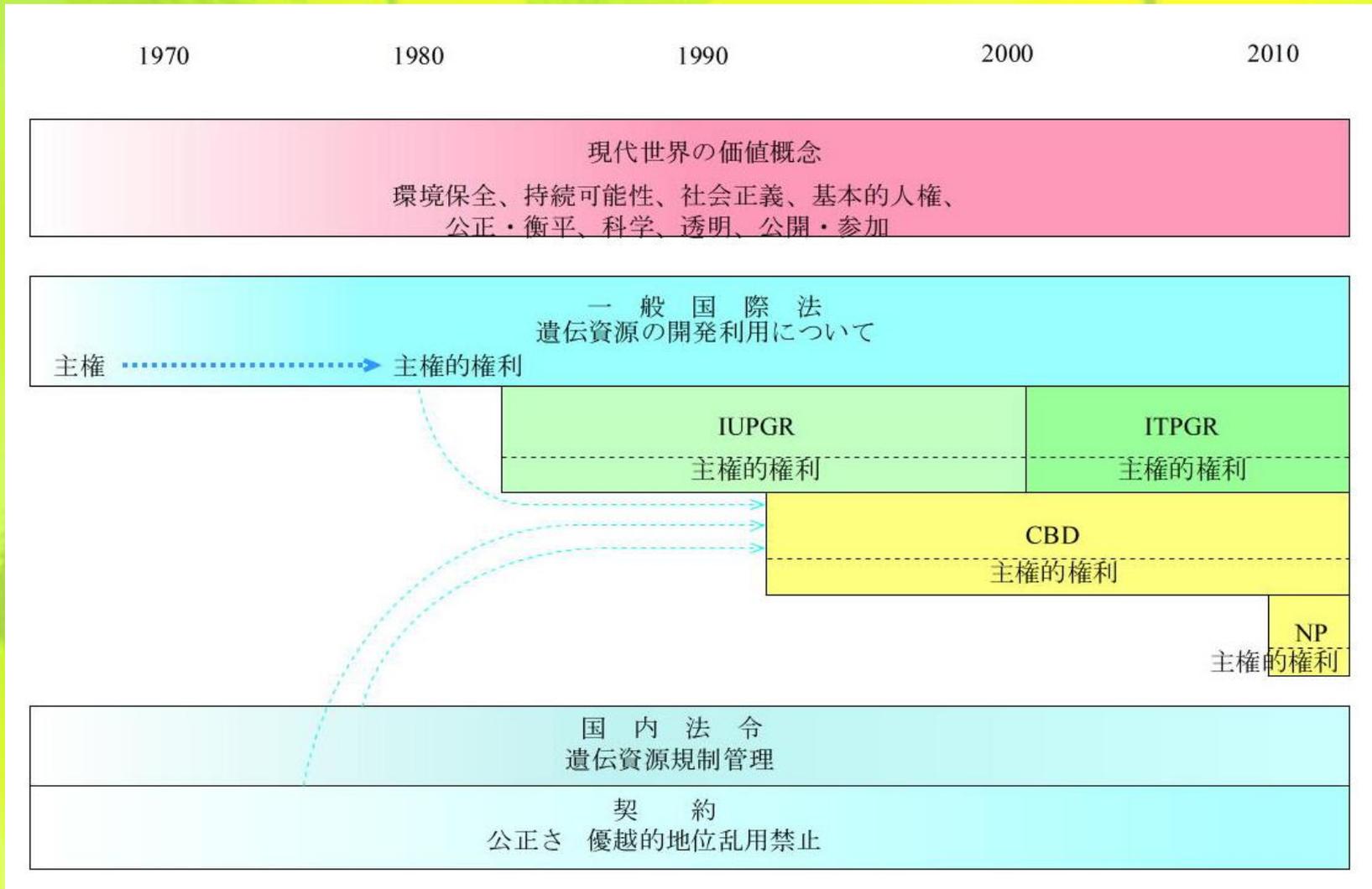
ABSの役割

- 提供国における**法治、透明・確実**
- 公正な契約の普及 **BS**
- 提供国の法令遵守 **A（取得行為規制）**
- 購入者、利用者に安心
- 健全で信頼される市場の形成
- 持続可能な地元共同体
- 生物多様性の維持・保全

現代社会の基本ルール

- 他国に存する物(遺伝資源も)を取得
当該国の法令に従う
義務であればpic(許認可)を得る
- その物(遺伝資源も)に対する権利者と
mat(契約)を締結(相互合意)する
- 遺伝資源には、その国の主権的権利
- CBD・NPに関わらない 一般に必要

近年の法制度面の動き



仕組み1： pic

- 法的権限を有する機関が 個別적으로必要な情報を添えて申請した者に対して許可、認可、同意、承認、了承
- 遺伝資源に法令による個別picの義務づけ
- 先進国においては、基本レベルの手続き
- pic より厳しい許認可手続きは珍しくない

pic（私権）

- 近年、自己決定権（私権）との関わりで一般的にも、先住民との関わりでも
- 私権としてのpicは、mat（契約）で済む
- 遺伝資源についても
国内法令が定める場合は
先住民pic（私権）

仕組み2: mat

- 当事者間の合意に基づく
あらゆる形態・名称 総称: 契約
- 古くから、望ましい契約のルール
- 公正、衡平、弱者保護、優越的地位の乱用の禁止
- 真実記載、重要事項の告知

望ましい契約

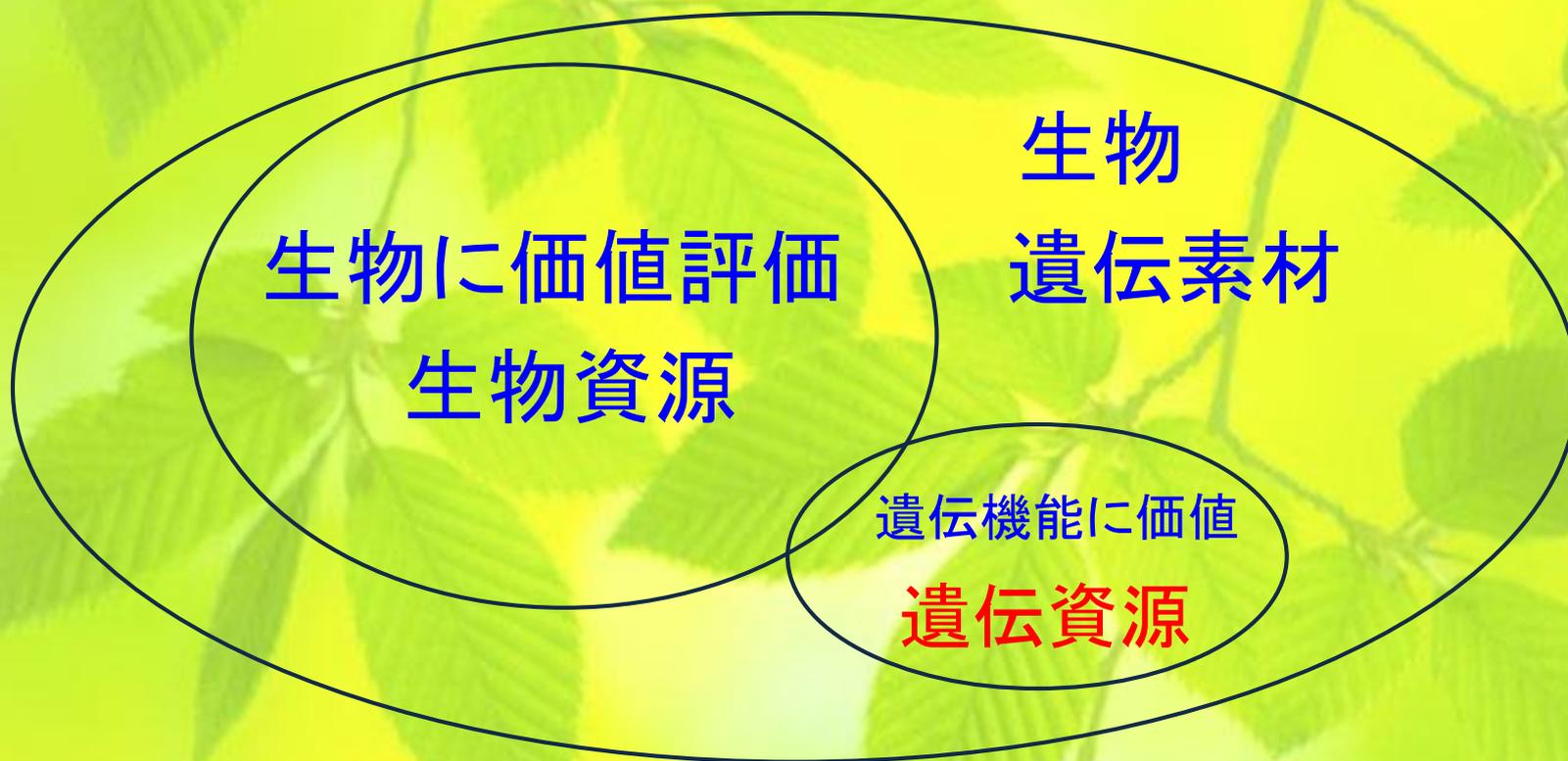
- 公引、独禁、消費者、製造物・生産者
- 労働、借家、不動産、金融商品、商品預託、
保険 でも 学術・研究 でも
- 一般に、そして遺伝資源にも
- 特別なMAT？

CBD 15-7: 通常の契約

他分野では、特別な厳しい契約もある

遺伝資源

価値評価・利用目的による



CBD違反か、名古屋議定書違反か

- 提供国政府のpicを得ないと
 - そのpic許可条件を守らないと
 - 提供者とmatを締結しないと
公正・衡平、利益配分、別個
 - matを守らないと
- ❖ 議定書： ABSの国際ルール ？

利用国の国内措置

- 提供国のABS 法令または規則がPIC を義務づけていた場合はそれに従って遺伝資源が取得されていたこととなるように
- 提供国のABS 法令または規則が条件を定めていた場合はそれに従ったMAT が締結されていたこととなるように
- そのようにするための国内措置の整備

表3 遺伝資源に関わる法枠組み

①	現代世界の価値規範			国際法
②	国際社会の基本構造 国家主権、主権的権利			
	自然(生物、遺伝)資源に対する主権的権利			
③	各国の国内法令	生物多様性条約	契約法	公正な契約
	許可義務 詳細規則 遵守確保・処罰	条約の基本原則 適用範囲 定義など	契約自由原則	
	国内法は、生物多様性条約と関わらない限りにおいて有効	締約国の国内法は、生物多様性条約の基本原則に反しない限りにおいて有効		
⑦	特別な条件	優越的地位乱用禁止再確認		

表4 遺伝資源利用活動

①	現代世界の価値規範			国際法
②	国際社会の基本構造 国家主権、主権的権利			
	自然(生物、遺伝)資源に対する主権的権利			
③	生物多様性条約		条約	その決定
	標準的行為、基準・指標の提示 事前の情報提供に基づく許認可(PIC)			
	遵守確保(報告制度、紛争解決)			
④	名古屋議定書		その決定	その決定
	報告制度 議定書の不遵守手続き			
	国内措置の整備			
⑤	監視制度 国際遵守証明書		国内措置の	
⑥	監視制度 国内措置の整備			国内措置の
	国内措置不遵守への対応			
	議定書全体への対応			
	利益配分に関する措置			

は、検討中・未確定であることを示す。

ご静聴ありがとうございます

詳しくは

条約の実施確保に向けて
—国内措置の整備義務—

磯崎博司

『地球環境学』（上智地球環境学会）

第10号（2015年3月）1-26頁

対象行為と期間

